

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 18 回 総 会

令和 7 年 2 月 28 日（金）

名護市農業委員会 第 18 回総会

開催日時 令和 7 年 2 月 28 日（金）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	◎	5 番	山城 秀樹	○	6 番	仲村 正司	○
7 番	前川 太輝	○	8 番	伊波 實	○	9 番	宮城 政喜	欠
10 番			11 番	比嘉 政昭	○	12 番	川野 圭輔	◎

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	○	15 番	比嘉 海斗	○
16 番	呉屋 信竹	○	17 番			18 番	林 昌平	欠
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	○	24 番	野原 三喜郎	欠
25 番	藤原 邦彦	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

議 案 第 106 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 107 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
第 108 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
第 109 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
第 110 号 農用地利用集積計画に係る意見について
第 111 号 非農地証明願について
報 告 農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについて

(開会)

議長 おはようございます。只今より第 18 期第 18 回名護市農業委員会の総会を始めさせていただきます。

 本日の農業委員の出席者は、11 名中 9 名で定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

 議事録署名人は 4 番委員、12 番委員お願いいたします。

 これより第 18 回名護市農業委員会総会を始めます。

(議案第 106 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 106 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 106 号農地法 3 条の許可申請について説明させていただきます。今月 8 件の申請となっております。

 整理番号 1 番 源河の 2 筆、地目は畑、合計面積 3,827 m²。新規就農による 3 条無償移転。予定作物マイヤーレモン。従事日数は本人 240 日、妻 150 日となっております。

 整理番号 2 番 川上の 1 筆、地目は畑、面積 1,279 m²。新規就農による 3 条無償移転。予定作物ミカン、野菜。従事日数は本人 150 日、妻 100 日となっております。

 整理番号 3 番 振慶名の 2 筆、地目は田、合計面積 2,341 m²。新規就農による 3 条有償移転。予定作物サトウキビ、ウコン。従事日数は本人 250 日、妻 200 日となっております。

 整理番号 4 番 我部祖河の 1 筆、地目は畑、面積 1,481 m²。新規就農による 3 条有償移転。予定作物シークワサー。従事日数は本人 150 日となっております。譲受人は市外在住の方になりますが通いで耕作されるとの事です。

 整理番号 5 番 古我知の 1 筆。地目は畑、面積 1,019 m²。規模拡大による 3 条有償移転。予定作物アロエ、パパイア。従事日数は本人 250 日となっております。

整理番号 6 番 勝山の 3 筆。地目は畑、合計面積 3,446 m²。新規就農による 3 条無償移転。予定作物シークワサー。従事日数は本人 180 日、父、母 60 日となっております。

整理番号 7 番 大北の 3 筆、地目は田、畑。合計面積 1,386 m²。予定作物バナナ。従事日数は本人、父 250 日、母 200 日となっております。説明以上となります。

議長 議案第 106 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようなので、議案第 106 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 107 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 107 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 107 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明させていただきます。今月 3 件の申請となっております。

整理番号 1 番 宇茂佐の 2 筆、合計面積 655 m²。転用目的は共同住宅となっております。こちらは平成 27 年に貸駐車場として許可を得て貸駐車場として利用しておりましたが、貸駐車場としての賃貸契約が終了することとで今回の計画変更申請となっております。

整理番号 2 番、3 番は関連申請となっておりますが整理番号 3 番は 5 条申請と同時申請になります。

こちらは昨年 7 月に建売住宅、面積 530 m²で許可を得ましたが許可後、物価高騰により当初の資金計画より増額となったため計画を断念。今回分筆し事業計画変更申請となっております。整理番号 1 番、2 番 各宇茂佐の 1 筆、面積ともに 265 m²となっております。整理番号 3 番は 5 条申請と合わせて説明いたします。説明以上となります。

議長 議案第 107 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について質疑はございませんか。

議長 異議がないようですので、議案第 107 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について整理番号 1 番 2 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 108 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 108 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 108 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。今月 3 件の申請がございます。

整理番号 1 番 屋部の 2 筆、合計面積 1,227 m²。転用目的は貸資材置場となっております。現地調査の際すでに資材置場として利用されておりましたので、始末書付きとなっております。今回貸資材置場としての申請ですので確約書も付けていただいております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.2ha となっております。

整理番号 2 番 宇茂佐の 1 筆、面積 496 m²。転用目的は共同住宅。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 3 番 饒平名の 1 筆、面積 16 m²。転用目的は墓。こちらは既にお墓が建てられていたため、始末書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.1ha 未満の農地となります。説明以上になります。

議長 議案第 108 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

議長 異議、質疑がないようですので議案第 108 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 109 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 109 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局よりお願いします。

事務局 議案第 109 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。今月 5 件の申請となっております。

整理番号 1 番 屋部の 1 筆、面積 767 m²。転用目的は資材置場で所有権移転での申請となっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 1.9ha となっております。

整理番号 2 番 宇茂佐の 1 筆、面積 265 m²。転用目的は建売住宅で所有権移転での申請となっております。こちらは事業計画変更申請の整理番号 3 番と同時申請となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 3 番 宇茂佐の 1 筆、面積 1,132 m²。転用目的は共同住宅で所有権移転での申請となっております。こちらは始末書付きとなっております。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 1.9ha となっております。

整理番号 4 番 瀬嵩の 2 筆、合計面積 453 m²。転用目的は駐車場で所有権移転での申請となっております。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 5 番 宮里一丁目の 1 筆、面積 258 m²のうち 33.47 m²。こちらは報告と関連する申請になりますので、報告の農地法第 5 条許可申請取下げについてと合わせて説明させていただきます。申請内容としては共同住宅敷地と内容は同じになりますが、書類に不備があったため県から指摘があり今回取下げ申請を行い、再度 5 条申請を行っております。説明は以上となります。

議長 議案第 109 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようなので、議案第 109 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について及び議案第 107 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について整理番号 3 番を可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 110 号 農用地利用集積計画に係る意見について)

議長 議案第 110 号農用地利用集積計画に係る意見について事務局より説明をお願いします。

事務局長 令和 7 年 2 月 21 日付で名護市長より名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画に係る意見について依頼がございます。

譲渡人 7 名、譲受人 13 名。設定筆数 28 筆、合計面積 63,701 m²となっております。詳細につきましては担当より説明がございます。

農地係 議案第 110 号農用地利用集積計画に係る意見について説明させていただきます。

整理番号 1 番から 3 番 勝山の 3 筆、10 年間の使用貸借権、予定作物サトウキビ。新規 66 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 4 番から 6 番 幸喜の 3 筆、5 年間の賃借権。予定作物牧草。新規 39 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 7 番、8 番 名護の 2 筆、2 年間の賃借権。予定作物ハーブ。再設定。こちらは農地所有適格法人です。45 歳、従事日数 250 日、2 名にて従事予定となっております。

整理番号 9 番 名護の 1 筆、3 年 3 ヶ月の賃借権。予定作物牧草。再設定 45 歳、従事日数 250 日、2 名にて従事予定となっております。

整理番号 10 番から 12 番 許田の現況 畑 3 筆、内面積申請で 5 年間の賃借権。予定作物パッションフルーツ、シークワーサー、コーヒー、マンゴー。父からの継承で新規 44 歳、従事日数 250 日、3 名にて従事予定となっております。

整理番号 13 番、14 番 許田の現況 畑 2 筆。内面積申請で 5 年間の賃借権。予定作物野菜。父からの継承で新規 51 歳、従事日数 250 日、3 名にて従事予定となっております。

整理番号 15 番 幸喜の 1 筆、5 年間の賃借権。予定作物牧草。再設定 75 歳、従事日数 250 日、2 名にて従事予定となっております。

整理番号 16 番から 20 番 饒平名の 5 筆、5 年間の使用賃借権。予定作物マンゴー。こちらは一部再設定、一部新規となっております。45 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 21 番 許田の 1 筆、5 年間の賃借権。予定作物牧草。新規 36 歳、従事日数 250 日、従事者 4 名、農業補助者 1 名にて従事予定となっております。

整理番号 22 番から 26 番 我部の 5 筆、5 年間の賃借権。予定作物サトウキビ。新規 71 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定ですがキビの植付期間、製糖期間中は従事者 2 名 90 日間雇用する予定となっております。

整理番号 27 番 幸喜の 1 筆、2 年間の賃借権。予定作物唐辛子、バナナ。新規 55 歳、従事日数 250 日、1 名にて従事予定となっております。

整理番号 28 番 数久田の 1 筆、内面積申請で 4 年 1 ヶ月の賃借権。予定作物牧草。再設定 36 歳、従事日数 250 日、従事者 4 名、農業補助者 1 名にて従事予定となっております。

整理番号 29 番 振慶名の 1 筆、1 年間の賃借権。予定作物パパイア。新規 67 歳、従事日数 250 日、2 名にて従事予定となっております。1 年間の賃借権ですが、今後所有権移転を予定しているとの事です。

整理番号 30 番 振慶名の 1 筆、5 年間の賃借権。予定作物野菜。こちらは新規で農地所有適格法人です。

農地係 説明以上となります。

議長 議案第 110 号農用地利用集積計画に係る意見について質疑はございますか。

委員 台帳地目が田畑以外の賃借について教えてください。

事務局 台帳地目が農地以外の申請ですが、譲渡人、譲受人が農地としての利用をし、権利設定を行うということであれば農地法上、今後農地としての取り扱いとなることを説明しております。

委員 ありがとうございました。

議長 他にございませんか。

議長 議案第 110 号農用地利用集積計画に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 111 号 非農地証明願について)

議長 議案第 111 号非農地証明願について事務局よりお願いします。

事務局 議案第 111 号非農地証明願について説明させていただきます。今月 4 件の申請がございます。

事務局 整理番号 1 番 数久田の 1 筆、面積 18 m²。非農地の事由「当該農地は約 37 年以上前より建物の敷地部分として使用してきた。建物と道路に挟まれた小面積の土地であり、農地としての利用は困難である。」

現地調査でも一部道路にもかかっており、現地調査員、三役会議でも非農地相当ではないかとの意見でした。

整理番号 2 番 稲嶺の 2 筆、合計面積 410.49 m²。非農地の事由「当該申請地は小面積及び進入路のない袋地になっており約 20 年以上耕作されておらず、農地としての有効活用は困難な土地である。」

1 筆は現地調査の際、進入路がなく袋地になっており申請地まで入ることができませんでした。1 筆は 4.49 m²とかなり小面積となっております。現地調査員、三役会議でも 2 筆とも非農地相当ではないかとの意見でした。

整理番号 3 番 伊差川の 2 筆、合計面積 2,340 m²。非農地の事由「当該農地は約 25 年以上前より農地としての利用はなく道路は排水路で分断され、袋地となっている。農地としての有効活用は困難である。」

現地調査時、申請地の手前の住宅で大型犬が6頭ほど放し飼いされており、現地に入るのが困難な状態でした。後日、事務局で別の場所から再度現地確認を行いました。長期間耕作されていないような状態で原野、山林化しておりました。

整理番号4番 天仁屋の1筆、面積1,235㎡。非農地の事由「当該申請地は約20年以上前より耕作されておらず原野化している。農地としての復元は困難である。」

こちらは現地調査員より意見をお願いいたします。

調査員

申請地は長期間耕作されておらず大木も生えており、原野化している状態でした。傾斜地ではなく平坦な土地であると感じました。

以上を踏まえた調査員の意見ですが、当該申請地は現地調査のみでは判断が困難であるため総会での審議に委ねたいと思います。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。補足で説明いたします。現地調査の際、原野化している状態ではありましたが、土地が平坦であることが現地調査及び三役会議でも審議され総会での判断に委ねようということになりました。説明以上となります。

議長

議案第111号非農地証明願について質疑はございませんか。

委員

今回天仁屋の申請があるので意見させてください。今回申請が上がっている申請地周辺は川が溢水するため耕作することが出来ず、遊休地状態となっています。今後非農地判定が行われていくと思いますが、どのように進めていくか伺いたいです。

事務局

現在法務局と調整している非農地判断は利用状況調査で山林判定とされる農地で、長期間耕作放棄され農地として復元が困難な農地となります。

委員

復元が困難な農地とありますが、県の事業などを活用することで農地として復元できる場合もあると思います。

事務局

非農地証明の考え方として、あくまで現況判断で耕作が困難であるかどうか判断基準となりますので整備事業とは別な話になるかと思います。

委員 私は現在非農地判定をおこなってますが、このまま進めていっても大丈夫なのかを聞きたいです。

事務局長 非農地判断について地域で話し合いなどはされていますか。

委員 よく話をします。地域の意向としては集約して利用できるのであればやりたい、しかし現状ではどうにもならない。所有者としては売買を考えたら非農地でもよいという考え方のかたもいます。

事務局長 地域計画の考え方としてはどうですか。

農地係 今回話し合われている申請地については農用外になっており、地域計画では農地を集積、集約していくのは基本的には農用内となっています。地域計画の目指す先は農用内に組み込んでいくという発想になってきますので、地域としてはどちらがよいかということを考えていかなければならないと思います。

事務局長 現在、名護市では 22 地区の地域計画プランがあります。その中でもなかなか前に進みきれていない現実があります。農地を確保しようとした時に、実際に担い手がいるのかという問題もあります。様々な課題があると思いますが、年に 1 度協議の場を設けておりますので協議の場で声をあげていただけたらと思います。

議長 他に質疑はございませんか。

事務局 議案第 111 号非農地証明願についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 5 条許可申請取下げ願いについて)

議長 報告の農地法第 5 条許可申請取下げ願いについては先ほど農地法第 5 条と合わせて説明がありましたので省略させていただきます。

(閉会)

議長 以上で本日の議案、報告はすべて終了しました。
これをもちまして、第 18 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(岸本信子)

岸本信子

署名委員(川野圭輔)

川野圭輔